

1. 議事日程

(平成20年第3回安芸高田市議会9月定例会 第1日目)

平成20年9月9日
午前 10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 認定第1号 平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 平成19年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 平成19年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第11号 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第12号 平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第13号 平成19年度安芸高田市水道事業決算の認定について
- 日程第16 議案第98号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第99号 安芸高田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部

を改正する条例

- 日程第18 議案第100号 安芸高田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第101号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第102号 財産の無償譲渡について
- 日程第21 議案第103号 財産の無償貸付について
- 日程第22 議案第104号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第105号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第106号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第107号 安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更について
- 日程第26 議案第108号 平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第27 議案第109号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第110号 平成20年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 議案第111号 平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第30 議案第112号 平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第113号 平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	山根温子	2番	宍戸邦夫
3番	明木一悦	4番	秋田雅朝
5番	田中常洋	6番	加藤英伸
7番	川角一郎	8番	塚本近
9番	赤川三郎	10番	松村ユキミ
11番	藤井昌之	12番	青原敏治
13番	金行哲昭	14番	杉原洋

15番	入本和男	16番	山本三郎
17番	今村義照	18番	玉川祐光
19番	岡田正信	20番	亀岡等
21番	渡辺義則	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

2番	宍戸邦夫	3番	明木一悦
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	田丸孝二	市民生活部長	廣政克行
産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄	地域経済推進部長	清水盤
消防長	竹川信明	消防本部次長 兼総務課長	広政康洋
会計管理者	立田昭男	福祉事務所長兼 社会福祉課長	重本邦明
八千代支所長	楨原秀克	美土里支所長	高杉和義
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内壮
向原支所長	南部政美	総務課長	沖野文雄
行政経営課長	武岡隆文	政策企画課長	竹本峰昭
教育長	佐藤勝	教育次長	益田博志
教育参事	永井初男	監査委員	木原張登

監査委員事務局長 乗 田 省 三

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 長 光 下 正 則 議 事 調 査 GL 児 玉 竹 丸
書 記 倉 田 英 治



午前 10時00分 開会

○松浦議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

事務局長 光下正則君。

○光下議会事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長、教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、監査委員より平成20年7月分の例月出納検査結果の報告がありました。

第3点、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、市長より「平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書」が提出されています。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますのでご了承ください。

なお、第3点目の「平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書」については、決算審査特別委員会初日に内容についての詳細の説明を受けます。

以上で諸般の報告を終わります。

○松浦議長

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、2番 穴戸邦夫君、3番 明木一悦君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○松浦議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

14番 杉原洋君。

○杉原議会運営委員長

平成20年第3回定例会の運営につきまして、去る9月2日に議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から10月7日までの29日間といたしました。

議事の都合により、9月12日から10月6日までは休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定 13 件、議案 16 件、発議 2 件の計 31 件でございます。

発議 2 件は、地方自治法の改正及び議員定数の変更に伴う、議会関係条例の改正であり、最終日に上程することといたしました。

次に、議案審議につきまして、認定第 1 号から認定第 13 号までの 13 件は、一括して、提案理由及び要点の説明、監査委員の報告を受け、質疑があれば質疑の後、決算審査特別委員会を設置してこれに付託いたし、議案第 98 号から議案第 107 号までの 10 件につきましては、お手元の付託表のとおり、それぞれ提案理由及び要点の説明の後、質疑を受け、各常任委員会に付託することといたしました。その他の案件につきましては、付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いにつきましては、15 人から通告がありましたので、2 日間の日程といたし、通告順に明日 10 日が 7 人、11 日が 8 人といたします。

さらに、「議会改革特別委員長」より、最終日に委員長報告がなされます。

また、各種要請要望書等につきましては、各常任委員会において審査の上、整いましたら最終日に発議案件として上程される予定となっておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、報告を終わります。

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は 29 日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は 29 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第 3 認定第 1 号 平成 19 年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 平成 19 年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 平成 19 年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 平成 19 年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 平成 19 年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 平成 19 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 平成 19 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について

○松 浦 議 長

- 日程第 1 0 認定第 8 号 平成 19 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 1 認定第 9 号 平成 19 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 2 認定第 10 号 平成 19 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 3 認定第 11 号 平成 19 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 4 認定第 12 号 平成 19 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 13 号 平成 19 年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○松 浦 議 長 日程第 3、認定第 1 号「平成 19 年度安芸高田市一般会計決算の認定について」から、日程第 15、認定第 13 号「平成 19 年度安芸高田市水道事業決算の認定について」までの 13 件を一括して議題といたします。議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 おはようございます。平成 20 年第 3 回定例会開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、第 3 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位の皆様方にはご多用の中ご参集をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会では昨年より、決算審査をお願いすることとしております。この時期に審査に付すことにより新年度の予算編成等、事務事業の見直しに反映をしていきたいと考えております。また、あわせて補正予算を含む 16 議案を提出させていただくこととしております。

どうかよろしくご審議を賜りたいと存じます。

本案は、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、「平成 19 年度安芸高田市一般会計決算」及び「各特別会計決算」並びに「安芸高田市水道事業決算」の認定を提出するもので、認定第 1 号から認定第 13 号までを、一括して説明をさせていただきます。

最初に、認定第 1 号「平成 19 年度安芸高田市一般会計決算について」でございますが、歳入総額 216 億 2,651 万 5,886 円、歳出総額 213 億 2,427 万 3,492 円で、差引 3 億 224 万 2,394 円となりました。

次に、認定第 2 号「平成 19 年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算について」でございます。

歳入総額 39 億 8,419 万 5,643 円、歳出総額 38 億 8,220 万 3,170 円で差引 1 億 199 万 2,473 円となりました。

次に、認定第 3 号「平成 19 年度安芸高田市老人保健特別会計決算について」でございますが、歳入総額 52 億 1,462 万 2,289 円、歳出総

額52億3,944万1,876円で、歳入歳出差引歳入不足額が、2,481万9,587円となり、このため翌年度歳入繰上充用金を同額の2,481万9,587円といたしました。

次に、認定第4号「平成19年度安芸高田市介護保険特別会計決算について」でございますが、歳入総額35億779万4,899円、歳出総額34億2,323万6,561円で、差引8,455万8,338円となりました。

次に、認定第5号「平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計決算について」でございますが、歳入総額2,661万3,551円、歳出総額2,499万740円で、差引162万2,811円となりました。

次に、認定第6号「平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算について」でございますが、歳入総額3億7,988万7,812円、歳出総額3億7,610万7,499円で、差引378万313円となりました。

次に、認定第7号「平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算について」でございますが、歳入総額8億4,290万6,159円、歳出総額8億3,982万2,127円で、差引308万4,032円となりました。

次に、認定第8号「平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算について」でございますが、歳入総額5億1,925万8,856円、歳出総額5億1,687万1,409円で、差引238万7,447円となりました。

次に、認定第9号「平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算について」でございますが、歳入総額2億2,977万1,734円、歳出総額2億2,974万3,255円で、差引2万8,479円となりました。

次に、認定第10号「平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算について」でございますが、歳入総額1,071万2,525円、歳出総額1,064万3,471円で、差引6万9,054円となりました。

次に、認定第11号「平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算について」でございますが、歳入総額6億9,375万1,241円、歳出総額6億9,343万9,742円で、差引31万1,499円となりました。

次に、認定第12号「平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算について」でございますが、歳入総額1,072万7,925円、歳出総額1,070万9,322円で、差引1万8,603円となりました。

次に、認定第13号「平成19年度安芸高田市水道事業決算について」でございますが、まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入額2億8,236万2,498円、支出額2億5,740万5,561円で当年度の純利益は、2,065万3,515円となりました。

そのうち、減債積立金として200万円、建設改良積立金として1,500万円をそれぞれ予定しております。

次に、資本的収入及び支出の決算額であります。収入額2億3,713万1,200円、支出額2億9,477万7,518円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,764万6,318円は、当年度分消費税及び



地方消費税資本的収支調整額 430 万 3,422 円、過年度分損益勘定留保資金 91 万 1,297 円及び当年度分損益勘定留保資金 5,243 万 1,599 円で補てんをしたものでございます。

以上、13 議案につきましてよろしくご審議の上、認定をいただきますようお願い申し上げます。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

会計管理者 立田昭男君。

○立田会計管理者

平成 19 年度安芸高田市一般会計歳入歳出の決算につきまして要点のご説明を申し上げます。

予算規模でございますが、当初予算額は 199 億 7,000 万円でしたが、その後 6 回の補正を行ない、4 億 2,236 万 3,000 円を追加いたしまして、前年度からの繰越明許費 14 億 2,729 万 3,000 円を含めました 218 億 1,965 万 6,000 円をもちまして執行いたしました。

決算書の 5 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額 218 億 1,965 万 6,000 円、調定額 223 億 1,130 万 2,608 円に対しまして、収入済額 216 億 2,651 万 5,886 円で、収納率は 96.9%でございます。2,923 万 2,430 円の不納欠損処分を行い、6 億 5,637 万 6,567 円が収入未済となりました。

この収入未済額には、繰越明許費にかかる財源としての国庫支出金 3,842 万 5,000 円、市債 5,890 万円、合わせまして 9,732 万 5,000 円の事業の繰越に伴う収入未済額が含まれております。

7 ページからの歳出の決算でございます。11 ページをお開きください。予算現額 218 億 1,965 万 6,000 円に対しまして、支出済額 213 億 2,427 万 3,492 円で執行率は 97.7%でございます。

繰越明許繰費といたしまして、1 億 820 万 6,000 円を翌年度に繰り越しております。

14 ページをお開きください。実質収支につきましては、以上の結果によりまして、平成 19 年度一般会計の収支決算は、1,000 円単位で歳入総額 216 億 2,651 万 6,000 円、歳出総額 213 億 2,427 万 3,000 円、歳入歳出差引額 3 億 224 万 3,000 円となり、これを翌年度へ繰り越いたしました。

なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源 1,088 万 1,000 円を差し引いた 2 億 9,136 万 2,000 円の黒字となり、うち 1 億 5,000 万円を地方自治法 233 条の 2 の規定により財政調整基金に繰り入れしました。

それでは、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。15 ページをお開きください。1 款 市税は収入済額 37 億 366 万 2,239 円で、調定額に対します収納率は 95.2%でございます。2,115 万 2,842 円の不納欠損処分を行い、1 億 6,750 万 5,476 円が収入未済となりました。

17 ページをお開きください。2 款 地方譲与税は、収入済額 2 億 6,852

万 2,000 円でございます。

3 款 利子割交付金は、収入済額 1,636 万 7,000 円でございます。

4 款 配当割交付金は、収入済額 1,347 万 3,000 円でございます。

5 款 株式等譲渡所得割交付金は、収入済額 829 万 6,000 円でございます。

6 款 地方消費税交付金は、収入済額 3 億 1,566 万 2,000 円でございます。

7 款 ゴルフ場利用税交付金は、収入済額 3,472 万 3,231 円でございます。

8 款 自動車取得税交付金は、収入済額 1 億 5,368 万 2,000 円でございます。

19 ページをお開きください。9 款 地方特例交付金は、収入済額 2,296 万 1,000 円でございます。

10 款 地方交付税は、収入済額 88 億 403 万 8,000 円でございます。

11 款 交通安全対策特別交付金は、収入済額 730 万 1,000 円でございます。

12 款 分担金及び負担金は、収入済額 3 億 1,928 万 9,769 円で、調定額に対します収納率は 93.3%でございます。631 万 3,440 円の不納欠損処分を行い、1,650 万 5,621 円が収入未済となりました。

23 ページをお開きください。

13 款 使用料及び手数料は、収入済額 3 億 3,058 万 2,741 円で、調定額に対します収納率は 96.7%でございます。1 万 6,148 円の不納欠損処分を行い、1,122 万 1,373 円が収入未済となりました。

27 ページをお開きください。14 款 国庫支出金は、収入済額 12 億 3,528 万 3,749 円でございます。収入未済額 3,842 万 5,000 円は、事業の繰越に伴います災害復旧費国庫負担金 2,522 万 5,000 円、及び土木費国庫補助金 1,320 万円がそれぞれ収入未済となったものでございます。

33 ページをお開きください。15 款 県支出金は、収入済額 16 億 1,788 万 3,578 円でございます。

45 ページをお開きください。16 款 財産収入は、収入済額 9,779 万 9,094 円でございます。

47 ページをお開きください。17 款 寄附金は、収入済額 407 万 8,789 円でございます。

18 款 繰入金は、収入済額 5 億 5,648 万 5,554 円でございます。特別会計からの繰入金 9,150 万 4,230 円及び基金からの繰入金 4 億 6,498 万 1,324 円でございます。

51 ページをお開きください。19 款 繰越金は、収入済額 2 億 790 万 4,212 円でございます。

20 款 諸収入は収入済額 5 億 8,762 万 930 円で、調定額に対します収納率は、61.6%でございます。175 万円の不納欠損処分を行い、3 億

6,381万9,097円が収入未済となりました。

59ページをお開きください。21款 市債は、収入済額33億2,090万円でございます。収入未済額5,890万円につきましては、事業の繰越に伴います総務債1,360万円、土木債1,410万円、特別会計繰出債2,380万円、災害復旧債740万円がそれぞれ収入未済となったものでございます。歳入は以上でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。65ページをお開きください。1款 議会費は、支出済額1億9,465万2,664円で、執行率は98.2%でございます。

2款 総務費は、支出済額46億4,606万1,330円で、執行率は98.0%でございます。繰越明許費1,709万8,000円につきましては、事業の繰越に伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

83ページをお開きください。3款 民生費は、支出済額44億3,478万2,634円で、執行率は97.1%でございます。繰越明許費201万6,000円につきましては、事業の繰越に伴います委託料等を翌年度へ繰り越したものでございます。

95ページをお開きください。4款 衛生費は、支出済額15億4,971万9,018円で、執行率は98.5%でございます。

103ページをお開きください。5款 労働費は、支出がありませんでした。

6款 農林水産業費は、支出済額14億9,137万3,375円で、執行率は98.1%でございます。繰越明許費360万円につきましては、事業の繰越に伴います負担金補助及び交付金、繰出金を翌年度へ繰り越したものでございます。

111ページをお開きください。7款 商工費は、支出済額9,645万9,030円で、執行率は99.8%でございます。

113ページをお開きください。8款 土木費は、支出済額16億4,600万2,350円で、執行率は94.7%でございます。繰越明許費4,889万2,000円につきましては、事業の繰越に伴います工事請負費、繰出金等を翌年度へ繰り越したものでございます。

121ページをお開きください。9款 消防費は、支出済額6億3,952万4,180円で、執行率は98.0%でございます。

123ページをお開きください。10款 教育費は、支出済額15億9,228万7,705円で、執行率は98.9%でございます。

135ページをお開きください。11款 災害復旧費は、支出済額7億1,290万910円で、執行率は89.8%でございます。繰越明許費3,660万円につきましては、事業の繰越に伴います工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

139ページをお開きください。12款 公債費は、支出済額43億803万6,085円で、執行率は99.9%でございます。

13 款 諸支出金は、支出済額 1,247 万 4,211 円で、執行率は 99.5% でございます。

14 款 予備費は、支出がありませんでした。歳出は以上でございます。

これからご説明申し上げます 145 ページからの 11 の特別会計の決算につきましては、各会計の収支決算の概要にとどめさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

145 ページからの平成 19 年度国民健康保険特別会計の歳入歳出決算でございます。

147 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額 41 億 1,599 万 3,000 円、調定額 41 億 2,372 万 9,382 円に対しまして、収入済額 39 億 8,419 万 5,643 円で、収納率は 96.6% でございます。881 万 5,340 円の不納欠損処分を行い、国民健康保険税 1 億 3,125 万 3,299 円が収入未済となりました。

151 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額 41 億 1,599 万 3,000 円に対しまして、支出済額 38 億 8,220 万 3,170 円で、執行率は 94.3% でございます。

154 ページの実質収支につきましては、歳入総額 39 億 8,419 万 6,000 円、歳出総額 38 億 8,220 万 3,000 円、歳入歳出差引額 1 億 199 万 3,000 円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、平成 19 年度老人保健特別会計の歳入歳出決算でございます。

175 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額 53 億 6,192 万 4,000 円、調定額 52 億 1,462 万 2,289 円に対しまして、収入済額 52 億 1,462 万 2,289 円で収納率は 100% で収入未済はありませんでした。

177 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額 53 億 6,192 万 4,000 円に対しまして、支出済額 52 億 3,944 万 1,876 円で、執行率は 97.7% でございます。

180 ページの実質収支につきましては、歳入総額 52 億 1,462 万 2,000 円、歳出総額 52 億 3,944 万 2,000 円、歳入歳出差引額 2,482 万円の歳入不足となり、翌年度歳入からの繰上充用金 2,482 万円によりまして決算いたしました。

次に、189 ページからの平成 19 年度介護保険特別会計の歳入歳出決算でございます。

191 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額 35 億 857 万 6,000 円、調定額 35 億 1,657 万 2,810 円に対しまして、収入済額 35 億 779 万 4,899 円で収納率は 99.8% でございます。237 万 6,096 円の不納欠損処分を行った後の介護保険料 715 万 4,227 円が収入未済となりました。

195 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額 35 億 857 万 6,000 円に対しまして、支出済額 34 億 2,323 万 6,561

円で、執行率は97.6%でございます。

198 ページの実質収支につきましては、歳入総額 35 億 779 万 5,000 円、歳出総額 34 億 2,323 万 7,000 円、歳入歳出差引額 8,455 万 8,000 円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、平成 19 年度介護サービス特別会計の歳入歳出決算でございます。

223 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額 2,674 万円、調定額 2,661 万 3,551 円に対しまして、収入済額 2,661 万 3,551 円で収納率は 100%で収入未済はありませんでした。

225 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額 2,674 万円に対しまして、支出済額 2,499 万 740 円で、執行率は 93.5%でございます。

228 ページの実質収支につきましては、歳入総額 2,661 万 4,000 円、歳出総額 2,499 万 1,000 円、歳入歳出差引額 162 万 3,000 円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、平成 19 年度公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

233 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額 4 億 2,479 万円、調定額 4 億 2,474 万 486 円に対しまして、収入済額 3 億 7,988 万 7,812 円で収納率は 89.4%です。

収入未済額 4,470 万 2,674 円は、15 万円の不納欠損処分を行った後の加入者分担金 136 万 5,000 円、下水道使用料 28 万 7,674 円、雑入 5 万円と事業の繰越に伴います国庫補助金 1,580 万円、一般会計繰入金 1,360 万円及び市債 1,360 万円がそれぞれ収入未済となったものでございます。

235 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額 4 億 2,479 万円に対しまして、支出済額 3 億 7,610 万 7,499 円で、執行率は 88.5%でございます。繰越明許費 4,670 万円につきましては、事業の繰越に伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

238 ページの実質収支につきましては、歳入総額 3 億 7,988 万 8,000 円、歳出総額 3 億 7,610 万 7,000 円、歳入歳出差引額 378 万 1,000 円となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源 370 万円を差し引いた 8 万 1,000 円の黒字となりました。

次に、平成 19 年度特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

247 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額 8 億 8,113 万円、調定額 8 億 7,443 万 58 円に対しまして、収入済額 8 億 4,290 万 6,159 円で収納率は 96.4%でございます。

収入未済額 3,149 万 9,970 円は、2 万 3,929 円の不納欠損処分を行

った後の下水道使用料 74 万 9,970 円と事業の繰越に伴います国庫補助金 1,666 万円、一般会計繰入金 709 万円、市債 700 万円がそれぞれ収入未済となったものでございます。

249 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額 8 億 8,113 万円に対しまして、支出済額 8 億 3,982 万 2,127 円で、執行率は 95.3%でございます。

繰越明許費 3,333 万 9,000 円につきましては、事業の繰越に伴います委託料、工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

252 ページの実質収支につきましては、歳入総額 8 億 4,290 万 6,000 円、歳出総額 8 億 3,982 万 2,000 円、歳入歳出差引額 308 万 4,000 円となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源 258 万 9,000 円を差し引いた 49 万 5,000 円の黒字となりました。

次に、平成 19 年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

261 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額 5 億 3,453 万 5,000 円、調定額 5 億 2,738 万 4,732 円に対しまして、収入済額 5 億 1,925 万 8,856 円で収納率は 98.5%でございます。

収入未済額 794 万 5,992 円は、10 万円の不納欠損処分を行った後の加入者分担金 52 万 7,000 円、同じく 7 万 9,884 円の不納欠損処分を行った後の下水道使用料 101 万 8,992 円と事業の繰越に伴います一般会計繰入金 320 万円、市債 320 万円がそれぞれ収入未済となったものでございます。

263 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額 5 億 3,453 万 5,000 円に対しまして、支出済額 5 億 1,687 万 1,409 円で、執行率は 96.7%でございます。繰越明許費 850 万円につきましては、事業の繰越に伴います委託料及び工事請負費等を翌年度へ繰り越したものでございます。

266 ページの実質収支につきましては、歳入総額 5 億 1,925 万 9,000 円、歳出総額 5 億 1,687 万 1,000 円、歳入歳出差引額 238 万 8,000 円となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

なお、実質収支額は繰越明許費にかかる一般財源 210 万円を差し引いた 28 万 8,000 円の黒字となりました。

次に、平成 19 年度浄化槽整備事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

275 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額 2 億 4,497 万円、調定額 2 億 3,051 万 4,708 円に対しまして、収入済額 2 億 2,977 万 1,734 円で収納率は 99.7%でございます。浄化槽使用料 74 万 2,974 円が収入未済となりました。

277 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額 2 億 4,497 万円に対しまして、支出済額 2 億 2,974 万 3,255 円で、

執行率は93.8%でございます。

280 ページの実質収支につきましては、歳入総額2億2,977万2,000円、歳出総額2億2,974万3,000円、歳入歳出差引額2万9,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、平成19 コミュニティ・プラント整備事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

289 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額1,113万8,000円、調定額1,071万8,699円に対しまして、収入済額1,071万2,525円で収納率は99.9%でございます。下水道使用料6,174円が収入未済となりました。

291 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額1,113万8,000円に対しまして、支出済額1,064万3,471円で、執行率は95.6%でございます。

294 ページの実質収支につきましては、歳入総額1,071万3,000円、歳出総額1,064万3,000円、歳入歳出差引額7万円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、平成19 簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

299 ページをお開きください。予算現額7億120万8,000円、調定額7億24万9,444円に対しまして、収入済額6億9,375万1,241円で収納率は99.1%でございます。27万1,876円の不納欠損処分を行った後の水道使用料622万6,327円が収入未済となりました。

301 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額7億120万8,000円に対しまして、支出済額6億9,343万9,742円で、執行率は98.9%でございます。

304 ページの実質収支につきましては、歳入総額6億9,375万1,000円、歳出総額6億9,344万円、歳入歳出差引額31万1,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、平成19 年度飲料水供給事業特別会計の歳入歳出決算でございます。

315 ページをお開きください。歳入の決算でございますが、予算現額1,106万3,000円、調定額1,072万7,925円に対しまして、収入済額1,072万7,925円で収納率は100%で収入未済はありませんでした。

317 ページをお開きください。歳出の決算でございますが、予算現額1,106万3,000円に対しまして、支出済額1,070万9,322円で、執行率は96.8%でございます。

320 ページの実質収支につきましては、歳入総額1,072万8,000円、歳出総額1,070万9,000円、歳入歳出差引額1万9,000円の黒字となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。

決算書の325 ページ以降につきましては、公有財産、物品、債権、基金等の財産に関する調書でございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○松 浦 議 長

これをもって要点の説明を終わります。

次に、本 13 件に関して、監査委員の審査意見についての説明を求めます。

監査委員 木原張登さん。

○木原監査委員

初めに、平成 19 年度安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査意見につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、本年 7 月 18 日付で安芸高田市長から審査に付されました、平成 19 年度安芸高田市一般会計及び 11 特別会計の歳入歳出決算について、7 月 23 日から 8 月 25 日までの期間、田中監査委員とともに、例月出納検査及び定期監査を参考に、安芸高田市監査委員監査基準に基づいて審査を実施いたしました。

審査は、決算及び附属書類について、計数を確認するとともに、予算の執行が合法的になされているか、また、その会計処理が適正確実に行われたかどうかを主眼として行うとともに、普通会計による決算財政状況についても検討を行いました。

審査の結果、平成 19 年度各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、それらの計数は関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であることを認めました。

また、各会計の歳入歳出予算の執行状況及び財産の管理状況についてもおおむね適正であると認めました。

なお、決算の概況、各会計の状況、財産に関する調書及び審査に当たっての意見は、お手元に配付されております意見書に記載しておりますが、特に意見としては、1 点目として未収金（滞納金）の全庁的で効果的な対策について、2 点目として市の一体性を図っていくために合併後の地域間で課題となっている事項の調整について、3 点目として計画的な歳入確保と歳出削減による財政健全化の取り組みについて述べさせていただきました。

次に、平成 19 年度安芸高田市水道事業の決算に関する審査意見につきまして、ご報告申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、本年 6 月 13 日付で安芸高田市長から審査に付されました、平成 19 年度安芸高田市水道事業の決算について、7 月 9 日から 8 月 25 日までの期間、田中監査委員とともに、例月出納検査を参考に、安芸高田市監査委員監査基準に基づいて審査を実施いたしました。

審査は、決算及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表わしているかどうかを主眼として行いました。

また、事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう経営されたかどうかを検証するため、経営成績及び財政状態を分析するとともに、経営環境の類似した団体との比較・検討を行いました。



審査の結果、審査に付された決算及び附属書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末の財政状態を明瞭に表示しているものと認めました。

また、経営の成績や財務の状態を経営指標によって分析したところ、特に問題となる事項は見受けられませんでした。

なお、事業の実績、予算執行の状況、経営成績及び財政状態などは、お手元に配付されております意見書に記載しておりますが、特に意見としては、水道事業の経営上の課題である水道料金の統一について述べさせていただきました。

終わりに、安芸高田市が誕生して5年目を迎えました。この間は、新しい自治体の基礎を築いていくためのさまざまな取り組みがなされた時期であったと思います。これからは、今までの成果と課題を検証しながら行財政の運営を行うことが重要であると考えます。

本市の人口は年々減少し、現在は3万2千人余りですが、ある推計では近い将来2万人台になると予想されています。

こうした中で、真に必要な行政課題に取り組んでいただき、市民の多くが、夢と希望を持ち、安心して暮らせるよう、今後のまちづくりに期待して、決算審査意見の報告とさせていただきます。

なお、今年度より新たに施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の審査を終了しましたので、お手元に配布されております意見書のとおり提出させていただいているところでございます。

よろしく申し上げます。

○松 浦 議 長

以上で監査報告を終わります。

お諮りします。

本13件は質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

お諮りいたします。

本案13件については、議長及び監査委員を除く議員20名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査に付することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

議員の皆様は、決算審査特別委員会を開催いたしますので、全員協

議会室にご移動願います。

~~~~~○~~~~~

午前 10時56分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長が選出され、その結果について通知がありましたので、報告いたします。

本定例会における決算審査特別委員会の委員長は7番 川角一郎君、副委員長には8番 塚本近君、以上に決定されましたので報告いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第98号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第99号 安芸高田市公益法人等への職員の派遣
等に関する条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第100号 安芸高田市認可地縁団体印鑑の登録
及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第101号 安芸高田市地区集会所設置及び管理
条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第102号 財産の無償譲渡について

日程第21 議案第103号 財産の無償貸付について

○松浦議長

日程第16、議案第98号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、
日程第21、議案第103号「財産の無償貸付について」の件までの6件
を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第98号から議案第103号までの提案理由についてご説明申し上げ
ます。

最初に、議案第98号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」で
ございます。

本案は、平成20年9月に地方自治法の一部が改正、施行されたこと
に伴い、既定の条例の関係部分について、条文の整理を行うもので
ございます。

次に、議案第99号「安芸高田市公益法人等への職員の派遣等に関
する条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法
律」に基づき、安芸高田市が人的援助を行うことによる、業務の円滑

な実施と地域の振興や住民の生活の向上に資する諸施策の推進を図ることを目的に、職員を派遣することができる公益法人等を定めるため、既定の条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、既定の条文中、解散しました公益法人の整理などを行うと同時に、公設民営の施設を運営している市と密接な関係を持つ法人や、市が出資している株式会社を新たに追加し、「法人の求めに応じて職員を派遣することができる」とするものでございます。

次に、議案第 100 号「安芸高田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」でございませ

本案は、公益法人制度改革に伴い平成 18 年 6 月に「地方自治法」が改正され、本年 12 月 1 日から施行されることにより、既定の条例の条文の整理を行うものでございませ

次に、議案第 101 号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について」でございませ

本案は、昨年度から取り組みを進めております、地区集会所の地元移管につきまして、譲渡の手続きが終了しました吉田町「大浜老人集会所」及び「小草集会所」を、条例の別表から削除するものでございませ

次に、議案第 102 号「財産の無償譲渡について」でございませ

本案は、議案第 101 号に関連し、地元へ移管します「大浜老人集会所」及び「小草集会所」を、地域の財産として利活用していただくため、「大浜敬和会」及び「小草集会所自治会」へ、それぞれ無償で譲渡したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございませ

次に、議案第 103 号「財産の無償貸付について」でございませ

本案は、議案第 101 号及び 102 号に関連し、地元へ移管します 2 つの集会所の敷地が、どちらも市有地であるため、市有地をそれぞれの譲渡先へ無償で貸付きたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございませ

以上 6 議案について、よろしくご審議の上、適当なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本 6 件は、総務企画常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 2 議案第 104 号 安芸高田市税条例の一部を改正する  
条例

日程第 2 3 議案第 105 号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ

条例の一部を改正する条例

○松 浦 議 長 日程第 22、議案第 104 号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件及び、日程第 23、議案第 105 号「安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例」の件の 2 件を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 議案第 104 号と議案第 105 号の提案理由についてご説明を申し上げます。最初に、議案第 104 号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、平成 20 年 4 月に「地方税法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、既定の条例について必要な改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、「ふるさと納税」の実施に当たり、市民税の寄付金税額控除を新たに設けることと、また、同じく市民税において平成 21 年 10 月より年金から特別徴収を行う制度を新たに設けることとしたものでございます。

次に、議案第 105 号「安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、当該施設の指定管理者であります安芸高田市社会福祉協議会が、同施設で行っております通所介護事業を、10 月から土曜日及び祝日もサービスを提供することとするため、休館日を改めるものでございます。

また、利用時間につきましても、社会福祉協議会職員の勤務時間にあわせ、「午後 5 時 15 分」を「午後 5 時 30 分」に改めるものでございます。

以上 2 議案について、よろしくご審議の上、適当なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます

これをもって質疑を終結いたします。

本 2 件は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 4 議案第 106 号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第 2 5 議案第 107 号 安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更について

○松 浦 議 長 日程第 24、議案第 106 号「安芸高田市農村公園設置び管理条例の一部を改正する条例」の件、及び日程第 25、議案第 107 号「安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更について」の件の 2 件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 議案第 106 号及び議案第 107 号の提案理由について、ご説明を申し上げます。最初に、議案第 106 号「安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、中山間地域総合整備事業において整備しました、甲田町の「高地交流公園」を農村公園として管理するため、既定の条例に追加するものでございます。

次に、議案第 107 号「安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更について」でございます。

本案は、「公有地の拡大の推進に関する法律」が改正され、本年 12 月より施行されること、及び郵政民営化に伴い、本市土地開発公社定款のうち関係いたします条文について必要な変更をするもので、「公有地の拡大の推進に関する法律」第 14 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上 2 議案について、よろしくご審議の上、適当なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本 2 件は、産業建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 6 議案第 108 号 平成 20 年度安芸高田市一般会計補正  
予算 (第 3 号)

○松 浦 議 長 日程第 26、議案第 108 号「平成 20 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 3 号)」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 議案第 108 号「平成 20 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 3 号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3 億 3,598 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 193 億 2,365 万 4,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税 2 億 7,226 万 2,000 円、使用料及び手数料 33 万 2,000 円、国庫支出金 268 万 2,000 円、県支出金 4,085

万 5,000 円、諸収入 42 万円、市債 2,120 万円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金 177 万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費 6,641 万 6,000 円、民生費 1,157 万 9,000 円、衛生費 1,770 万 7,000 円、農林水産業費 7,165 万 3,000 円、商工費 302 万 5,000 円、土木費 6,513 万 9,000 円、消防費 166 万 6,000 円、教育費 3,309 万 4,000 円、公債費 6,570 万 2,000 円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、債務負担行為の補正であります。市道高林坊線改良事業 J R 蕃戸原踏切内改良工事 J R 工事委託費用の限度額を、1 億 1,000 万円に変更するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、17 億 3,300 万円と定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

一般会計補正予算(第 3 号)の要点の説明をいたします。10 ページをお開き願います。

歳入でございますが、10 款の地方交付税につきましては、普通交付税の算定額の確定によるもので、当初予算では、前年度交付比で 2.4% の増を見込んでおりましたが、本算定の結果、平成 20 年度の普通交付税交付額は、85 億 7,026 万 2,000 円で、前年度の交付額と比較して 4 億 8,669 万 5,000 千円、6.0% の増となっております。

普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を含めた額で申しますと、前年度比 5.1% の増となります。全国の市町村平均は、3.8% の増、広島県の市町平均は 5.4% の増で、臨時財政対策債を含めた額では 3.6% の増となっております。

なお、本年度は普通交付税に地方再生対策費の加算措置がなされ、本市には 3 億 3,400 万円が措置されております。地方再生対策費は主に合併市町村に配慮された措置となっております。第一次産業就業者の比率や高齢者人口の比率等を反映し、特に財政状況の厳しい市町村に重点配分がなされております。本市の場合、基準財政需要額に対する割合は 2.6% を占め、県内 14 市のうちで最も高い構成比となり、庄原市と並んで高い算入比率となっております。

また、普通交付税が増額したもう一つの要因は、企業収益の伸びが鈍化・減少傾向にございまして、法人市民税収入の減少などにより基準財政収入額が昨年度と比べ 1 億円余り減少したことにより、その分、交付税が増額しております。基準財政収入額の減少は税収や譲与税等の一般財源の減収を意味しておりまして、現時点では年間の収入見込みを把握することが困難であることから、今後の動向を把握した上で、

12月あるいは3月補正で、市税等の補正の調整をいたしたいと考えております。

12款の分担金及び負担金、1項の分担金、2目の農林水産業費分担金177万円の減額は、かんがい排水事業費の減に伴う受益者分担金の減でございます。13款の使用料及び手数料、2項の手数料、3目の農林水産業手数料33万2,000円の増額は、農地保有合理化事業手数料の増でございます。14款の国庫支出金、2項の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金268万2,000円の増額は、障害者自立支援介護給付事業費の増に伴う、社会福祉費補助金の増でございます。15款の県支出金、2項の県補助金、1目の総務費県補助金1,070万5,000円の増は、無線アクセス整備事業費の追加に伴う、県補助金の増でございます。2目の民生費県補助金6万5,000円の増額は、障害者自立支援介護給付事業費の増に伴う、県補助金の増でございます。4目の農林水産業費県補助金3,008万5,000円の増額は、小規模農業基盤整備・農道舗装整備事業及び、ひろしまの森づくり事業費の増に伴う、県補助金の増が主なものでございます。

20款の諸収入、5項の雑入42万円の増額は、幼年消防用備品購入に充当する日本防火協会助成金40万円、自作農財産管理事務委託料を2万円増額するものでございます。

21款の市債でございますが、12ページをお開きいただきたいと思います。1項の市債、1目の総務債1,070万円の増額は、地域情報化推進事業・無線アクセス整備事業に充当いたすものでございます。3目の農林水産業債1,570万円の増額は、小規模農業基盤整備事業・農道舗装整備事業に1,550万円、公有林整備事業に20万円を充当いたすものでございます。4目の土木債3,440万円の増額は、道路改良事業に充当いたすものでございます。7目の臨時財政対策債240万円の減額は、普通交付税の確定に伴い減少をさせるものでございます。9目の借換債5,000万円の減額は、高利の政府資金の借り換えを一般財源で行うものでございます。10目の災害復旧債1,280万円の増額は、平成19年度に実施した土木災害復旧事業に係る施越し分の歳入でございます。

続きまして歳出でございますが、14ページをお開き願います。2款の総務費、1項の総務管理費、5目の財産管理費は3,383万9,000円の増額でございます。右の説明欄で補正の概要をご説明いたします。財産管理総務費1,641万3,000円は、15節の工事請負費1,404万3,000円の増額が主なもので、旧吉田土木事務所の建物を購入し、本館がございすがその隣に1階が吹き抜けで、2階が倉庫になった建物がありますが、鉄骨の頑丈なものでございます。これを購入しまして歴史民俗資料館の書庫として使用するための改修工事として680万円。吉田町福原八幡神社裏の普通財産、私有地でございますがそれが崩壊をしております。その法面の補修工事600万円。甲田町の旧浅塚小学校給食棟解体工事75万円、向原の市民駐車場がございすが鉄骨等が傷

んでおります、その補修工事 49 万 3,000 円を計上するものでございます。17 節の公有財産購入費 110 万 7,000 円の増額は、広島県所有の旧吉田土木事務所の平成 7 年度建築の鉄骨の建物、99.75 平方メートルの購入費 55 万円を計上するものでございます。また、県が所有する吉田高等学校校舎前の市道側面用地 335.98 平方メートル、県所有の吉田小学校プール敷地 84.5 平方メートルの合計、420.48 平方メートルの県の所有の土地と吉田高等学校グラウンド内の里道・法定外公共物、403.77 平方メートルの用地との交換差金 55 万 7,000 円を計上いたすものでございます。庁舎管理費 71 万 3,000 円は、支所庁舎の修繕費用を増額するものでございます。基幹集会所管理費は 1,671 万 3,000 円の増額でございます。15 節の工事請負費 960 万 2,000 円の増額は、美土里町横田コミュニティセンター浄化槽設置・トイレ改修工事 800 万円、本郷地域の拠点施設がございませうグラウンドの排水改良工事 65 万 9,000 円、向原町の中長田集会所の屋外トイレ改修工事 94 万 3,000 円を計上いたすものでございます。19 節の負担金補助及び交付金 549 万円は、地域小規模集会所整備補助金で、高宮町用地集落センター 150 万円、吉田町大浜老人集会所 73 万 6,000 円、八千代町上恩地大槇集会所 325 万 4,000 千円の補助金を計上するものでございます。10 目の諸費 50 万円の増額は、本年 10 月に当市で開催されます、生き物文化誌学会安芸高田例会開催のための補助金を計上するものでございます。11 目の行政情報処理費 2,141 万円の増額は、現在吉田町小山地区及び甲田町小原地区で供用しております、インターネットの無線アクセス事業の、同地域における未整備区域の中継局及び子局の整備費用を計上するものでございます。12 目の自治振興費 313 万 5,000 円の増額は、第 3 セクター等の指定管理施設の維持修繕工事として、八千代サイクリングターミナル、男女更衣室エアコン取替修繕工事 106 万円、神楽門前湯治村第 2 水源水中ポンプ漏電修繕工事 66 万 2,000 円、道の駅「北の関宿」浄化槽ポンプ修繕工事 23 万 3,000 円、エコミュージアム川根レストランエアコン取替修繕工事 118 万円を計上したものでございます。

2 項の徴税費、2 目の賦課徴収費 753 万 2,000 円の増額は、平成 21 年 10 月から実施予定の公的年金からの特別徴収制度の施行や地方税の電子申告に伴う業務委託費及び地方税電子システム利用料の計上が主なものでございます。

16 ページをお開きいただきたいと思っております。3 款の民生費、1 項の社会福祉費、2 目の障害者福祉費は 361 万 8,000 円の増額でございます。説明欄の障害者自立支援介護給付事業費はいずれも国県の補助を受けて行う事業で、11 節の需用費 73 万 1,000 円は、相談支援充実強化事業として、就労支援及び障害福祉サービスパンフレットの印刷製本費、及び障害児を育てる地域支援体制整備事業として、サポートブック印刷製本費を計上いたしたものでございます。13 節の委託料 197



万 6,000 円は、要約筆記奉仕員養成事業委託料、社会福祉協議会への相談支援充実強化事業委託料、自立支援給付全国ネットシステム改修委託料でございます。18 節の備品購入費 86 万 1,000 円は、トランポリン、スイングフレーム等の療育用具の購入費でございます。障害者福祉事業費 5 万円は、本年 10 月に開催されます、障害児交流キャンプ開催事業に対します補助金でございます。5 目の社会福祉医療公費負担事業費 31 万 5,000 円の増額は、重度障害者医療システム改修業務委託費でございます。6 目の人権推進費 62 万 5,000 円の増額は、男女共同参画推進懇話会設置に伴う委員報酬、男女共同参画啓発用リーフレット印刷製本費を計上したものでございます。8 目の福祉センター費 470 万円の増額は、向原町の総合福祉センター「かがやき」の浴室改修工事委託料を増額するものでございます。当初、概算事業費で 650 万円を見込んでおりましたが、現在デイサービス等による利用者が多数ございまして、工事期間中、浴室利用者の他施設への受け入れが困難であることから、利用者の受け入れのため、工事を 2 工程に分割実施することによる単価の上昇や、当初予想できなかった浴室内部の劣化により、このたび予算の追加をいたしたものでございます。

2 項の児童福祉費、1 目の児童福祉総務費 4 万 5,000 円の増額は、向原町住宅内公園の遊具修繕料でございます。6 目の児童福祉施設費 227 万 6,000 円の増額は、八千代町根野児童館遊戯室の修繕工事費 150 万円、18 ページにまいりまして、子育て支援センター職員の育児休業に伴う代替賃金 77 万 6,000 円の計上でございます。

4 款の衛生費、1 項の保健衛生費、4 目の環境衛生費 1,770 万 7,000 円の増額は、申請者の増に伴う飲用水供給施設整備補助金 775 万円、簡易水道事業特別会計繰出金 995 万 7,000 円の増でございます。

6 款の農林水産業費、1 項の農業費、1 目の農業委員会費 10 万 1,000 円の増額は、農業委員視察研修の実施に伴うバス借上料、及び出張時の有料駐車場使用料の増でございます。3 目の集落営農推進費 198 万 2,000 円の増額は、中山間地域等支払事業及び農地・水・環境保全向上対策事業の増に伴う交付金・負担金及び事務費の増で財源は国の補助金でございます。4 目の農業生産支援費は 1,609 万円の増額でございます。説明欄の農業生産振興事業費 126 万円は、全国一斉の耕作放棄地全体調査として、市内の耕作放棄地の一筆調査を行うための 36 人分の謝礼金でございます。生産条件整備事業費、640 万円の増額は、パイプハウス建設費助成金の増でございます。農業振興施設管理運営費 10 万円は、美土里町桑田の庄のエアコン修繕料でございます。農地保全対策事業費 833 万円の増額は、20 ページにまいりまして、鳥獣被害の拡大に伴い、申請件数が増加いたしました有害鳥獣対策補助金を増額いたすものでございます。6 目の農村整備費は 4,298 万円の増でございます。説明欄の地域密着型農道環境整備事業費 1,000 万円の計上は、このたび、新設をいたす事業でございます。現在、県費補助制

度の農道舗装整備事業については、受益範囲に営農法人等の耕作の関与が必要などの制限があり、県費での事業実施が困難である地域が多いことから、県費対象外の農道について、地域農道リフレッシュ事業補助金制度を設置し、地域住民の協働活動の推進による農業の振興及び地域農道の環境整備を図るものでございます。内容は、1ヘクタール以上の農地または家屋、公共施設等の受益の用に供する道路及び農道で、幅員2メートル以上の地域農道舗装に対して、1路線50万円を限度に、一工事当たりの材料費、本工事費に係る費用の助成をいたすものでございます。小規模農業基盤整備事業費3,298万円の増額は、農道舗装等整備事業費の追加で、本年度は、県費補助によりまして9路線の農道舗装整備事業を計画いたしております。

2項の林業費、1目の林業総務費1,050万円の増額は、県費補助を受けて実施しております、ひろしまの森づくり事業費の増でございます。2目の林業振興費は、有害鳥獣対策事業費に係るイノシシ被害対策県補助金の創設に伴いまして、財源の組み替えを行ったものでございます。3目の造林事業費につきましては、起債の財源組み替えでございます。

7款の商工費、1項の商工費、1目の商工総務費16万8,000円の増額は、大規模小売店舗立地協議会委員報酬6名分を計上したものでございます。2目の商工業振興費は131万9,000円の増額で、説明欄の商工業振興事業費40万円は、市商工会吉田センター機能強化事業に対する補助金の増でございます。商工業振興施設管理費91万9,000円は、施設修繕費として、高宮パストラル誘導用ブロックの修繕28万9,000円、向原地場産業センター空調機修繕31万5,000円、八千代町フォルテ空調機修繕31万5,000円に係る費用を計上いたしましたものでございます。3目の観光費は153万8,000円の増額で、郡山城、ほととぎす遊園、ほととぎす茶屋の施設修繕料66万7,000円、老朽化による、ほととぎす茶屋ベランダ修繕工事80万2,000円の計上が主なものでございます。

8款の土木費、1項の土木管理費、22ページにまいりまして、1目の土木総務費は、費目の組み替えでございます。

2項の道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費45万円の減額は、道路新設改良費の橋梁事業費支弁の増額に伴う、職員人件費の調整でございます。2目の道路維持費、2,100万円の増額は、ポケット舗装、路肩補修等市道維持補修費を追加するものでございます。3目の道路新設改良費3,622万円の増額は、地方特定道路整備事業で、橋梁の実施設計に伴う長田隠地線改良工事の増額2,207万円、道路に隣接する防火水槽設置に伴う勝田根之谷線改良工事の増700万円、及び高林坊線改良工事670万円の増額でございます。

3項の河川費、2目の河川維持費300万円の増額は、河川の浚渫・土砂掘削費用を増額するものでございます。

4項の都市計画費、2目の公共下水道費536万9,000円の増額は、特定環境保全・公共下水道事業・特別会計繰出金の増でございます。

9款の消防費、1項の消防費、1目の常備消防費40万円の増額は、日本防火協会の助成を受けて実施いたします、幼年消防クラブ用の鼓笛隊セットを購入する費用でございます。3目の消防施設費126万6,000円の増額は、設置場所の確定に伴う防火水槽購入用地・物件補償費の増でございます。

10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費は2,181万1,000円の増でございます。説明欄の事務局総務管理費1,932万4,000千円の増は、24ページにまいりまして、検査方法の改訂により調査対象のアスベストが3種類から6種類となりましたことに伴いまして、対象施設8カ所のアスベスト調査委託料48万円の増、実施設計を含めた学校耐震診断・補強設計委託費1,884万4,000円を増額いたすものでございます。なお、学校耐震化事業につきましては、3分の2の国庫補助がありますが、補助金の交付につきましては、補強工事実施年度に交付されることになっております。学校教育管理費248万7,000円につきましては、適応指導教室のグランド入口改修工事140万円、安芸高田市奨学金貸付金87万3,000円が主なものでございます。

2項の小学校費、1目の学校管理費は789万5,000円の増額でございます。説明欄の小学校管理費1,123万円は、小学校施設の補修改修費用を増額するものでございます。小学校共同事務室367万3,000円の減額は、美土里小学校に係る電気工作物保守点検、消防施設点検、冷暖房保守管理委託などを社会教育施設維持管理費で所管する美土里町まなび、高宮田園パラッツォ、甲田若者センターミュージズの3館ビル管理委託業務として一括契約したことから、当該費目を社会教育施設維持管理費に組み替えるものでございます。結果的に3館一括発注・一括契約により従前と比べて経費の節減を図るものであります。可愛小学校10万円、刈田小学校23万8,000円の増額につきましては、コピー印刷費の増でございます。

3項の中学校費、1目の学校管理費51万4,000円の増額は、中学校教育パソコンの環境復元ソフトウェアの更新作業委託費29万2,000円、吉田中学体育館トイレ不具合による汲み取り手数料の増でございます。

5項の社会教育費、1目の社会教育総務費623万2,000円の増額は図書館施設・機器等修繕料25万3,000円、一括契約に伴う美土里小学校分の施設保守点検委託費の組み替え214万6,000円。26ページにまいりまして、吉田文化創造センター空調改修工事383万3,000円の増でございます。7目の文化芸術振興費は58万2,000円の増額でございます。説明欄の文化芸術振興事業費25万4,000円は、市内の小学生児童を対象とした、クリスタルアージュで開催予定の広島交響楽団音楽教室開催に係るバス借上料等を計上いたすものでございます。なお、広島交響楽団音楽教室開催に係る費用につきましては、申し出により、

吉田町女性会が負担していただくこととなっております。歴史資料等保存活用事業費 32 万 8,000 円は、資料保存用のスチールラック保存棚の購入費を計上しております。

6 項の保健体育費、3 目の学校給食費は 394 万円の減額でございます。説明欄の学校給食総務管理費、13 節の委託料 500 万円の減額につきましては、学校給食施設の正規職員の複数配置に伴う派遣調理員の業務委託費の減でございます。15 節の工事請負費 70 万 3,000 円は、回転釜等学校給食用機器取替工事費でございます。吉田学校等給食センター、美土里学校給食調理場、及び向原学校給食センターの補正につきましては、調理器具修繕、燃料費の増でございます。

12 款の公債費 6,570 万 2,000 円の増額は、後年度の公債費の低減を図るため、民間金融機関で借り入れた既発債の繰上償還をいたすものでございます。

4 ページにお戻りいただきたいとます。債務負担行為の変更でございますが、市道高林坊線改良事業 J R 蕃戸原踏切内改良工事 J R 工事委託費用として、限度額 7,000 万円の債務負担を設定しておりましたが、J R 西日本による踏切改修工事の詳細設計の結果によりまして、限度額を 1 億 1,000 万円に変更いたすものでございます。

5 ページをお開きいただきたいと思えます。地方債補正でございますが、総務事業債を 1,070 万円増額して 4,250 万円に、農林水産事業債を 1,570 万円増額し 1 億 2,240 万円に、土木事業債を 3,440 万円増額して 2 億 7,090 万円に、臨時財政対策債を 240 万円減額して 6 億 3,160 万円に、借換債を 5,000 万円全額減額、災害復旧事業債を 1,280 万円追加し、補正後の借入限度額を、17 億 3,300 万円とするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○松 浦 議 長

以上をもって要点の説明を終わります。

ここで、13 時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

休憩を閉じて、これより会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20 番 亀岡等君。

○亀 岡 議 員

ページ数でいいますと 21 ページ、歳出であります。地域密着型農道環境整備事業で、これは新設をされた制度といいますか、事業ということでしたが、これまで農道については特に通り抜けて他の道路とつながっているとかいったような条件のところを優先して、これまで県の事業対象になるにしましても、補助対象といいますか、

県費の補助対象ですね、そういった面で舗装なり、そういったことが行われてきたというようなことがございます。

これは、道路の維持管理ということになりますと、舗装も伴うのか、そこらもはっきりわかりませんが、要するにこれまでそういった施策の対象にならないできている条件のところをこれをもって、どういたしますか、そういった道路整備の要望にこたえていくことができる、そういう事業になるのかどうか。

また、これを将来的に実施していく場合に、地域あるいは対象者と十分な協議をして、この事業を実施していこうとももちろん考えておられると思います。その場合に、どれぐらいの助成でいかれるのか。

現在農業情勢が非常に厳しいわけですが、そう簡単に受益者負担というのも、簡単ではないと思いますが、そこらについて中山間、交付金のある、現在早い機会にこれをしっかり運用していくことができれば好ましいというふうに思いますが、今少しそこらについて詳しく説明をいただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

この事業についてちょっと概略を説明したいと思います。

実はこれ、今、農業のほうで、農道がある程度一定基準を満たさないと、今舗装ができないということで、あふれたのも一つございます。それから生活道としてあふれたところもございます。

本当をいったら全部残ってやればいいんですけども、とりあえず生活道として見れるところというところで、今皆さんと議論をしているところでございます。そのためには、家が一つぐらいなければいけないだろうとかいうことです。

それから、それだったら農道というのが全然救えないということになるので、今回はとりあえず1ヘクタールが隣接しているところということが家1戸とみなそうということで、こういう試みで実施をしてみようかということでスタートしたいと思います。場合によっては、様子を見ながら、また方向性を変えていくんですけども、とりあえずそれで実施をさせてくれと。

それから、受益者負担というのがこのたびは一応なしに考えようかということで今考えています。それで、そのかわりお金を、金額は少ないですから1千万というお金でやるわけですから、50万程度で頭を抑えさせてもらおうかということで、このように、ただ50万の使い方についてはその人が請け負いに出してというやり方もあるだろうし、最近の材料とかヒューム管を出してくれと、わしらがやるけーと言うてんなら、どんどんできるだろうし、その手法の選択は市民の方々が選択できるようにと一応考えております。

詳しいことは担当の部長からも説明をいたしますけども、要は市道の生活道から漏れたところとか、農道が市道として見れるところが非

常に市内にたくさんございます。そういうところを1軒でも家があれば生活道としてみなそうではないかという解釈でこのたびの事業をスタートしてみようと思います。名前も地域農道リフレッシュ事業でつけていますけども、このようなことでこれからも修正を重ねながら、より市民の負託にこたえるよう、皆さんに喜んでもらえるように展開していきたいと。今回、こういう制度は今まで安芸高田市になかったわけですから、スタートしたということをちょっと評価をしていただきたいと思います。

詳しくは、部長のほうから説明いたします。

○松浦議長

答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

それでは、実施に伴います具体的な要綱等につきまして、ご説明を申し上げます。

先ほど市長のほうからご説明申し上げましたように、生活道、それからいわゆる農道を含めた、いわゆる公衆用道路についての舗装について、新しく助成制度を設ける内容でございます。先ほどありましたように、もちろん農村基盤の整備、あわせて地域住民の協働活動の推進を図るといような意味合いも含めまして、協働活動の中で取り組みをいただければという内容でございます。

要件といたしましては、先ほどご説明がありましたように1ヘクタール以上の農地、または家屋、あるいは集会所等の公共的施設の受益の用に供する道路ということで定義をつけております。

それから、交付の対象でございますが、受益者が行う幅員2メートル以上の道路の道路舗装ということでございます。

それから補助金の交付の対象となるものにつきましては、材料または本工事費として申請額と市の設計基準によって比較した場合、いずれか安いほうをとらせていただくということでございます。

先ほど申し上げましたように地域で直接皆さんの協働活動の中で、例えばコンクリート等の材料を購入されて行われる場合は、その材料費、それから請負をされる場合は、その請負額ということで、限度額は先ほど申し上げましたように50万円を限度として交付をするという内容でございます。ですから、45万円の材料費で終わったということになりますと、45万円の補助金の交付をさせていただくということで、70万円の事業費ですと20万円が地元の負担ということでございます。

この、舗装につきましては、従来先ほどご質問がありましたように、単県の補助事業と単市の補助事業もでございます。これは、受益戸数2戸以上で幅員3メートル以上のものに対して45%で50万円を限度として、交付をしております。

それから先ほどもありましたように、生活道補助というのがございます。これも2戸以上の関係戸数ということでの内容となっております。

す。

このたびは先ほども要件の中でご説明を申し上げましたが、幅員が2メートル以上で農地が1ヘクタール、あるいは家屋、それから公共施設がそれぞれ1戸ずつあれば該当ということでございますので、例えば1戸の家屋のほうにつなぐ農道においても補助の対象とするという内容でございます。これまでの補助内容をある程度補完するという内容のものになっております。

市内の状況を見てみますと、かなりこの生活道舗装、あるいは農道舗装の補助事業によってかなり整備はされてきておりますが、この要件に満たないところがまだ数十カ所見受けられるという状況でございます。

ぜひ、この新制度をご利用いただいて、それぞれ環境整備に努めていただければという思いでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

今日、どういたしますか、自治体で農業に対して、前向きに施策を新しく展開していくということは、なかなか難しいというふうに思うんですね。そういう中で、この事業というのは、しかも、助成額、受益者負担がないという形で実施されるということは、ある意味では画期的だと思うんですね。

ただ、このお話がありました、手法において材料代はかかっただけ全額みましようと。だが、あとの仕事をやらなければ目的は達成しないということからいいますと、一定の個々においての該当者においての自己負担的なところがありますね。当然だと思うんです。ですが、全額一応助成なんだということになりますと、これからそれに漏れてくるところがあれば、どうしても全額でやってほしいということになっていくと思うんですね。ですから、現在までにできていないところは、全部該当していくように今後継続の必要があると思います。

現在のところは、この補正で1千万ということになっておりますが、その継続性が求められてくると思うんですね。そうしないと、あのおときは全額をみてもらったと。じゃあ、今度はそれはないんかというようなことになると問題になるので、そのところを財政難のときでもありますのでしっかり考えられて事業をしっかり普及をしていっていただきたいとこのように思います。

これが該当するのかといいますか、求められている対象者に対して現在そういう方々に対する趣旨を公平公正な形で徹底をされて事業を推進されることが必要であろうと、このように思います。

質疑か、質問か、進言か、わからないようになりましたが、以上でございます。

○松浦議長

ただいまの亀岡議員の質疑に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

我々も当然継続を前提に維持をしていきたいと思っております。

ただ、1軒ということは複数ではないので、公共性に乏しいということもあるので、この辺のところは今金額も小額ということでそれをカバーしていると思いますので、これを皆さんで見守りながらよりよい制度にしていきたいと、ご指摘のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

7番 川角一郎君。

○川角議員

1点ほどお伺いをいたします。

先ほどの道路関係の下にあるわけですが、ひろしま森づくり事業補助金ということで、歳入につきましてはこのページの10ページから11ページ、歳出につきましては20ページから21ページというように今のところにあるわけですが、これから見るとこの20年度の当初予算で見れば3,891万5,000円というのがありまして、今回の補正で1,038万5,000円入ってくると、年の県支出なり費用として4,930万がこの事業で行われるということになるように思います。

それで、これが始まった当初の年度においては、なかなかPRが遅れたということで全部消化できなかったということもあったわけですが、今回についてはもう2年目に入っているわけなので、そういうようなことはないとは思いますが、この現在の森づくり取り組みの状況を、そして今後の見通しについて、これで十分消化できる金額ということがいえるのかどうか、そこらについてお聞かせをいただきたいと思っております。

そして、その19年度の実績を見ると、歳出で2,492万2,000円ということで、これから見ると今年は2,500万円、約倍の予算措置になっておるわけですね。そこらがこの基金というのは非常に市民の皆さんから500円ずつ拠出していただいて、非常に大事な資金であろうというふうに思うんですね。

ですから有効にある金はこれをやって保全をしていく必要があろうというふうに思うんですが、そこらの昨年と今年の倍になった原因、それからさっきのようなこれからの執行状況、そこらをひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

ひろしまの森づくり事業の今回の補正の状況でございます。

先ほどありましたように、このたび1,050万円の補正をお願いしておるところでございます。



昨年の状況でございますが、先ほどありましたように、環境貢献林のほうの補助事業が約 850 万円、それから里山林等補助金、県の交付金事業でございますが、これが 1,660 万円余りでございます。これに比べますと、かなりの増額ということでございます。

このたび 1,050 万円の補正の増額でございますが、この 1,050 万円のほうは環境貢献林の補助事業、いわゆる人工林の整備に充てる部分の事業の 1,050 万円の増額ということでございます。

昨年は先ほど申し上げましたように 850 万円、それから今年度補正後が 2,260 万円になります。倍以上の増額ということでございます。

この環境貢献林のほうは、事業は人工林の主に間伐をしていく作業に経費を充当しております。作業のほうは高田郡森林組合が主体となって事業実施をするものでございます。個人の負担のほうは 1 ヘクタール 1 万円ということで事業を実施しているところでございます。

それから、もう一方の地域や振興会等で取り組みをしていただく、いわゆる里山林の県の交付金事業でございますが、これは昨年に比べましても増額としております。昨年は先ほど申し上げました 1,660 万円、今年度が 2,880 万円の予算で現在スタートをしております。

それから、こちらのほうの現在の各団体等の申請の状況でございますが、現在 18 団体の申請がございます。里山林整備の放置林の整備が 5 団体、それから竹林繁茂防止の取り組みをするという団体が 1 団体、鳥獣害のバッファゾーンの整備をする団体が 5 団体、それから里山林の保全活動支援事業が 1 団体、森林林業の体験活動支援の団体が 1 団体、環境緑化支援事業、これは植樹でございますが、これが 5 団体ということで現在申請を受け付けておるところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

7 番 川角一郎君。

○川角議員

この事業が消化できるということで理解してよろしいわけですか。これでは足りないくらい申請が出ているということになると非常に貴重な資金でございますので、余ってまた返すということではいけませんと思いますので、その点についてお伺いをして終わります。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

環境貢献林の県補助金の事業のほうも事業主体は先ほど申し上げましたように、森林組合のほうで主体になって動いていただいております。事業の対象面積もかなりございますので、これについても十分な事業への対応もできるというふうに思いますし、里山林の地域や振興会等で取り組んでいただく事業も昨年よりかなり事業浸透がしております。取り組みを順調にさせていただいておるという状況でございますので、事業の執行については順調に進んでいるというふうに考えて

おります。

以上です。

○松浦議長 ほかに質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 4ページの債務負担行為の件でございますが、高林坊線の改良事業が4,000万円ほど増額になっています。

この案件については、説明のあった部長も甲田町時代からのいろいろと主要道との直結ということで、早期の着工が望まれておりますが、どうもこの印象から受けると、非常に延び延びになっているという状況でございます。そして、その早期着工ができない理由とこの増額理由について、改めてご質問をしたいと思っております。

それと、その関係についてでございますが、23ページの地方特定道路整備事業のうち、この高林坊線にかかわる費用として620万というふうにお聞きしたんですが、その事業の内訳と、その内容について今年度どういったようなことをされるのか改めてお聞きをしたいと思っております。

2点目に27ページの学校給食に関する委託料の件でございます。

派遣業務の委託料、それから人材派遣業務の委託料ということで500万円が減額になっておりますが、その要因はどういったことにあるのか。ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、ご説明をお願いしたいと思っております。

以上です。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず4ページの債務負担行為の補正でございますが、基本的にこの路線は先ほどご説明がございましたように旧甲田町からの引き継いだ路線で、今最終的な工事のところということでJR区間、軌道区間が残っております。

ここにつきましては、昨年来JRといろいろ協議をする中で、実質工事はJRがやるんだということで、今協定等の準備にとりかかりをさせていただいております。

それで、事業のほうとしましては、本年度ここの調査、あるいは移転物件等の内容を精査しながら、21年度には完了をしたいということでJRと協定を結ぶようにさせていただいております。

それで、内容でございますが、当初JRと事前協議をする中では7千万程度ということでお聞きをしておりましたが、実質詳細設計等に入る中で、電気設備あるいは支障ケーブル等の移設など軌道内の物件等の状況等、あるいはやりかえ等で4,000万円程度の増額ということになっております。

それと、この事業時期でございますが、JRのほうでは大体秋からで

ないとなかなか事業にかかれないということで、通年を通してのようになりませんので、少し事業が遅れてきているというのが実態でございます。

それから、これに関連しまして、先ほどございました 23 ページの高林坊の関係でございますが、この予算につきましては、実はご質問のようになるべく早く仕上げたいということで、JR 関連部分を残しまして今年度できるだけ仕上げたいということで踏み切りのところから県道の広島三次線の間約 20 メートル程度でございますが、これに関しまして、いわゆる用水路等が通っております。

これにつきましては、やはり秋が済んでから移設ということになりまして、来年度に回しますとまたこの分だけ工事が遅れるということがございまして、今、今年度この部分につきましては、仕上げをさせていただきたいということで今回補正をお願いしたものでございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長

続いて答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

派遣業務の 500 万円の減額の内容についてのご質問でございますが、これは臨時の給食調理員の雇用関係の見直しによるものでございまして、当初予算では計画で非常勤特別職を 8 名、それから非常勤特別職の補完分として臨時職員の 5 名を予算計上させていただいております。

先ほど申しましたように、その調理員の調整がにつきまして人材派遣で調理員を対応するということになりましたので、8 人の非常勤をまる 1 日 8 時間の雇用が可能となりましたので、非常勤の 5 人分が減額になったものが主なものでございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

13 番 金行哲昭君。

○金 行 議 員

1 点お聞きします。

11 ページの歳入の地方交付税の件で、普通交付税の件ですが、庄原と一緒に大変だからいただいたということで、いただくのは結果上よろしいんですけど、この地方交付税の、また普通交付税は、将来にわたってそう許せるものではない考え方もあると思うんですが、部長もその見通しなどは厳しいとか、わからんとかいうこともあったんですが、ここらの普通交付税の企業が厳しいところとイコールになっているんですが、その点は市長はどのように考えておられるのかお聞きします。

1 点そこらを、この補正予算に対しての厳しい中にも、庄原と、厳しいからいただいたということもありますが、その厳しい厳しいとい

うのがずっと将来に続くものでもないし、その点を、お考えを1点お聞きします。

以上でございます。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 地方交付税の件でございますけれども、このたびは地方再生ということで特別にもらっており、今後これがもらえるかどうかというのはまだわかりません。ただ、うちも財政が苦しいですから、こういうチャンスがあったら国にも財源をふやすようにちゃんと訴えていきたいと思えます。

現在、継続的にこれをふやすという確認はとっておりません。詳しいことは担当部長のほうから説明をしますけれども、私はその辺のことは、このたびは国のほうから特別にこういう配分をしてもらいましたということです。これが来年もあればいいんですけども、今年は特別だということで理解してもらったほうがいいです。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

19番 岡田正信君。

○岡田議員 19ページの、ことしの荒廃地の配分で126万というのが農業生産振興事業費の中に19ページの中に載っていますが、これは財源内訳を見ると国・県支出金なりが、その他の項に入っているんですが、何ぼか国から来ているんですか、お尋ねします。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長 19ページの報償費の126万円でございますが、先ほどご説明を申し上げましたように、耕作放棄地調査の実施をする事業費に対する報償費でございます。

ご質問がありましたように、確かに国のほうの調査事業ということで、展開をできております。広島県も年度途中でこの事業の実施についての説明会ということでございました。

その中で、国のほうの補助事業を使った実施もできるということの説明も受けておりますが、この補助事業に乗っていくためには、いくつかのハードルがございます。その事業要件を満たしていくということになりますと、非常に安芸高田市とすれば厳しい状況にあるというような判断の中で、今回の補正につきましては126万円は単市で対応するというので、市のほうとすれば結論を出させていただいて今回補正で計上をさせていただいておるということでございます。

以上です。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

19番 岡田正信君。

○岡田議員 部長が言われたように条件があるというようなことですが、それは調査によってこの自治体が例えば20ヘクタール、300ヘクタールぐら

い荒廃地があるというのがわかった時点で、国からこの補助金をもらおうと思ったら、何か計画的な施策を打ち出すというのが条件になるんですか、お尋ねします。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長 この調査事業の国の制度を活用するということになりますと、農協あるいは技術指導所等のいわゆるワンストップサービスの体制づくりができたところを対象にということになっています。

近隣では北広島町がそういった体制をとっておるというふうに聞いておりますが、なかなかその体制づくりが非常に各市町村も厳しい状況にあるということで、まずそういったところで一つは対象にならないということと、もう一つは国のこの調査事業を使いますと、今後の荒廃地の解消の取り組みということにも一つのステップを上がっていかなければならないということがございまして、市とすれば当然実態把握は努めていきたいということと、この実態把握がなければ今後の国庫補助事業が採択が厳しくなるというようなことも県のほうから聞いておりますので、最終的には単市の事業として実態調査の実施に取り組んで国の制度が使えるものについては、将来にわたって活用していきたいという考えの中で、今回の取り組みをしたわけでございます。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員 総務企画のほうになるかもわかりませんが、今回全般的に修繕料が目立つような気がするんですよ、全体的に。

例えば先ほどありましたけど、クーラーの修繕とかいうような話も出ていましたけども、済む時期にこのときに補正をしてというような使っていて壊れたという雰囲気になしに、情報とすれば既に申請をしていたが予算がないということで直してもらえなかった。時期に対応していなかったというような修繕料も今回出ていると思うんですが、当初予算に組めなかったのは財政面からと思いますが、今回こうして修繕料が全体的に見て多いというのは、やはり環境・公共施設等の設備の面から見ても、私は給食センターひとつとっても衛生面の修繕費がどうなのかとか、そういうクーラーの修繕費とかいうのはこの時期に出てくるというのがどうも毎年自身が理解できないという情報がありましたので、全体的などういう流れの中でこの修繕費が今日に至ったのか、その経緯を少し伺いたいと思います。

それから、このたび再度、鳥獣駆除の対策の補助金が出ているのは、十分な稲作、農産物の保護という意味ではありがたいことだとは思いますが、これは地域的な問題とか、どのような要望のもとにこの予算額が出たのか、具体的な説明をお願いします。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

修繕費が今回非常に多いということのご指摘でございます。

市内の公共施設等を見てもみますと、いずれもバブル期、もしくはそれ以前に整備をしたものが、非常に多くございまして、今まさにそういった施設のあちこちが実は傷んできておるという状況であります。

当初、予算編成をするときには、ご承知いただいておりますように非常に厳しい状況でございまして、こうした交付税等もここまでしっかりいただけるということは全く想定しておりませんでした。そういう中で、職員にも厳しい要望等をしながら編成をまいりました。

その結果として、どうしても現在壊れているとか、この間いろいろ手をつくしたけども、もうどうにもならないという、こういったもの以外のそういった設備機器等につきましては、原則としてもてるまでもたしていくと、こういう予算の編成時にスタイルをとってまいりました。

その結果、冒頭申し上げましたように、施設の老朽化等に伴いましていやおうなくそういったものが修繕を必要としてくるといふような状況であります。特にクーラー等につきましては、この7月、8月の時期にしっかり使っていくということのなかで修繕が必要なことが次第に起きてきたということで、状況によりましたら修繕をしないまま使っていただいておりますというようにあるのが実態でございます。

そういった意味で非常に厳しい当初の財源の中でそういう対応をさせていただいて、今回思いがけず交付税等をいただきましたので、この際ある程度せざるを得ないものについてはしておかないと、来年の当初の予算と申し上げても、それは何ら保障はされませんので、したがって、そこらあたりについては少し拾わせていただいたことが、修繕費が多くなっている原因だと理解しております。

以上であります。

○松 浦 議 長

続いて答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

それでは21ページの有害鳥獣対策の補助金の833万円の補正増でございます。

いわゆる鳥獣害の防止柵の設置に対する助成事業でございます。地域的な内容でございますが、全体で23件の今年度申請でございます。吉田が1件、八千代が1件、美土里が3件、高宮が4件、甲田が6件、向原が8件でございます。この23件のうち19件が集落取り組みをしていただいておりますして、残りの4件が共同取り組みでございます。

集落取り組みにつきましては、かかった材料費の2分の1、100万円を限度でございます。共同取り組みにつきましては、かかった材料費の5分の1でございます。全体で24.5キロメートルの計画でございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

15番 入本和男君。

○入本議員

確かに財政面で修繕料の問題があるわけですが、特に今回は給食センターのほうも出ているわけですね。そういうところは非常に衛生的な面にかかわったり、我慢できない等があったりとか、それからタイミング的には冷房設備等は第3セクターのほうでもお聞きしたんですけども、そういうタイミングを失って設備を改善してもそのときの利用者は不快感を持たれて帰られるということもありますので、やはりそのあたりは、市長決裁等を応用して、やはりなくてはならないときには緊急対策として専決というような形で対応をしてもらわないと、物事がそういうふうな悪い結果を残すまでに、今回のようにたまたまあったからするのではなくて、緊急な場合と我慢してもらった場合を分けてもらって対応をしてもらうことを望んでおります。

先ほどの有害鳥獣の場合は、大体これで現在こういう集落とか共同のが地域で盛んになって対応をしておられますけども、大体この今の23件、将来どのように見込まれているのか、現状で終わりか、そのあたりをお聞きしたいんですが。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

まだ、年々要望といたしましては、増の傾向にございまして、市内全体を見ますとまだ取り組みができていない地域がかなりございます。他方有害鳥獣の捕獲ということで対応をしておりますが、いずれにしてもこの柵の設置ということが非常に効果が上がるという中で、集落取り組みを推進して一つの効果として、集落取り組みが浸透しておるといふふうに考えておりました、ぜひこの事業についても将来にあたって継続をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松浦議長

ほかに質疑はありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員

部長のほうは今のように将来も効果があつて、地産地消、生産者に向けて非常に有効的な手段であると。しかしながら、部長が思っても市長がゴーを出されないと前に行かないと思いますので、先ほどの道路整備等の問題にもありましたように、そのあたりも市長のほうからここで答弁をいただきたいんですが。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市市長

有害鳥獣につきましては、市民みんなの課題ととらえておりました、大切な食べ物が、つくったものが、動物たちに食べられないようにしっかりと、また政策も頑張っていきたいと思っております。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

4番 秋田雅朝君。

○秋田議員

1点ほどお願いいたしたいと思います。

23ページの河川維持管理費で、工事請負費で単独事業の河川浚渫ということで300万円の補正を組んでおられますけども、河川浚渫というのはほとんどこの地域でも要望が多いと思うんですが、ここで補正を組まれた理由というか、場所、何でここで補正を組まれて、土砂掘削という説明をいただいたんですが、補正を組まれたのか、理由をちょっとご説明をいただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまのご質問にお答えいたします。

23ページの河川維持費の関係でございますが、ご指摘のようにこの安芸高田市内には非常にたくさんの河川、特に普通河川あるいは砂防河川も、いわゆる浚渫等については市のほうでやるんだということで、県のほうから以前は少し応援をしてもらっておりましたが、できないという状況の中で、今回の補正につきましては江の川と、この河川、本谷川といいます、吉田の川本のところにある河川、ちょうど合流点にかなり堆積をしております。それで国のほうにもいわゆる江の川関係で浚渫をしてもらいたいという話をしましたときに、上流部の浚渫、いわゆる土砂があるんで、下流部も取ってもらうように、上流部を取ってもらうということが下流部の浚渫をやるということの話もございまして、ここで予算措置をさせていただいたわけでございます。

この秋から冬に向けてこの浚渫をやりたいということで、現在200万円程度予算をしておりますが、維持とか何とかで予算が不足をしております。これ以外にも多少緊急がありましたら、この予算が余りましたら、ある程度やっりたいということで、当面300万円ほど追加をさせていただいたところでございます。

○松浦議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

3番 明木一悦君。

○明木議員

15ページで説明をいただいたんですけど、旧吉田建設事務所、これを買うということで、先ほど資料館の倉庫ということでありましたけども、以前の計画では中国電力の跡地のビルを計画されていたのではないかと聞いていたと思いますけども、そのあたりはどうなのかお聞かせください。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

今の土木の跡の分につきましては、建物が非常にいいので、あそこは急傾斜地なので、住むとってはちょっと問題があるかもわかりませんが、いろんな文化財の保管とかいうのは非常に適している建



物であると判断をして、まずはこれを確保していこうと。

これでは到底足りないので、将来計画としては資料館の新設を踏まえた中国電力の跡地を利用していこうというような構想を現在ねっているところでございます。

これだけでは片付かないので、いろんな文化財の保管についてはいろんな入れる場所が足りなくて、今市内をどうしてやろうかというぐらい悩んでいるところでございます。いろんな旧役場の2階とかあらゆるところを今使っています。文化財は多くありますので、これをちゃんと大事にしながら将来にも伝えていきたいと、この一環として今回の土木の土地のところをちょっと非常に土木としても、不用に取り壊すという話が出たので、安く借り入れを受けて保管庫にするということでございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、14時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時52分 休憩

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第109号 平成20年度安芸高田市国民健康保険  
特別会計補正予算(第2号)

○松浦議長

日程第27、議案第109号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第 109 号「平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、4 億 1,266 万 3,000 円を減額し、予算の総額を 37 億 6,562 万 9,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金 9,543 万 7,000 円を追加し、国民健康保険税 3,703 万 4,000 円、国庫支出金 3,105 万円、県支出金 646 万 3,000 円、療養給付費等交付金 3 億 2,360 万 6,000 円、前期高齢者交付金 6,924 万 9,000 円、繰入金 4,069 万 8,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費 33 万 1,000 円、後期高齢者支援金等 2,893 万 8,000 円、前期高齢者納付金等 12 万 3,000 円、保健事業費 149 万 8,000 円をそれぞれ追加し、保険給付費 4 億 390 万円、老人保健拠出金 3,926 万 1,000 円、介護納付金 39 万 2,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、担当部長から要点の説明を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

議案第 109 号「平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案は、平成 20 年度の国民健康保険医療費等の精査をしましたところ、歳入歳出について、それぞれ 4 億 1,266 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 6,562 万 9,000 円とするものでございます。

減額の主なものにつきましては、税の 7 月の本算定によります税率の改正、及び退職者医療制度の対象年齢が昨年度は、60 歳以上 74 歳までの方でしたが、本年度より 65 歳以上の退職本人及びその扶養者が一般被保険者になることとなりまして、対象年齢が 60 歳から 64 歳までの方となったわけでございます。退職被保険者等給付費を当初積算する段階で、この対象年齢になられた 65 歳から 69 歳の退職被保険者の異動を考慮せず、当初退職被保険者の積算を 2,350 人程度行っておりましたが、約 1 千人の減となり、退職者分の医療費が 4 億円余りの減額となってきたわけでございます。大体平均月で 1 人当たり 33,277 円程度かかりますから、1,000 人の掛け 12 ヶ月で、大体 4 億円程度と見込んでまいりました。

8・9 ページをお願いいたします。まず、歳入につきまして、ご説明申し上げます。1 款 国民健康保険税、1 項 国民健康保険税、1 目 一般被保険者国民健康保険税 4,363 万 4,000 円の減額、及び 2 退職被保

険者等国民健康保険税 660 万円の増額は、税率確定によるものでございます。

3 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金、2 目 療養給付費等負担金、1 節 現年度分 3,001 万円の減額につきましては、医療給付費分が前期高齢者交付金確定に伴います財源内訳の変更に基づく減額、老人拠出金分及び介護納付金分につきましては拠出金確定に基づく減額でございます。2 節 過年度分 580 万円は、平成 19 年度精算分でございます。

次に、2 項 国庫補助金、1 目 財政調整交付金、1 節 普通調整交付金 794 万円の減額は、医療給付費分が療養給付費負担金と同様に前期高齢者交付金確定に伴います財源内訳変更に基づく減額、老人拠出金分及び介護納付金分につきましては、拠出金確定に基づく減額でございます。2 節 特別調整交付金 110 万円の増額につきましては、早期介入保健指導事業実施によるものでございます。

次に、4 款 県支出金、2 項 県補助金、1 目 財政調整交付金 646 万 3,000 円の減額につきましても、医療給付費分が、前期高齢者交付金確定に伴います財源内訳変更に基づく減額、老人拠出金分の確定によるものでございます。

5 款 療養給付費等交付金、1 目 療養給付費等交付金の 3 億 2,360 万 6,000 円の減額は、退職被保険者等にかかる医療給付費支出減に伴います減額と老人保健拠出金のうち退職被保険者に係ります交付額の確定に基づくものでございます。

次に、6 款 前期高齢者交付金、1 項 前期高齢者交付金、1 目 前期高齢者交付金 6,924 万 9,000 円の減額につきましては、交付金確定に基づくものでございます。

10・11 ページをお願いいたします。10 款 繰入金、2 項 基金繰入金、1 目 財政調整基金繰入金の 4,069 万 8,000 円の減額につきましては、歳入・歳出の調整による減額でございます。11 款 繰越金、2 目 その他繰越金として 9,543 万 7,000 円の増額でございます。

次に歳出、12・13 ページをお願いいたします。1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の 33 万 1,000 円の増額につきましては、高額療養費支給管理システム保守点検委託料でございます。2 款 保険給付費、1 項 療養諸費、2 目 退職被保険者療養給付費 4 億 390 万円の減額につきましては、先ほど申しました退職被保険者から一般被保険者へ移行による減額でございます。3 款 後期高齢者支援金等、1 目 後期高齢者支援金 2,899 万 4,000 円の増額、2 目 後期高齢者関係事務費拠出金の 5 万 6,000 円の減額は、それぞれ支援金・拠出金の確定に基づくものでございます。4 款 前期高齢者納付金等、1 目 前期高齢者納付金 18 万 4,000 円の増額、2 目 前期高齢者関係事務費拠出金 6 万 1,000 円の減額は、それぞれ納付金・拠出金の確定に基づくものでございます。

次に、14・15 ページをお願いいたします。5 款 老人保健拠出金、1 目 老

人保健医療拠出金 3,926 万 1,000 円の減額は、拠出金確定に基づくものでございます。

次に、6 款 介護納付金、1 目 介護納付金 39 万 2,000 円につきましても、納付金確定に基づくものでございます。8 款 保健事業費、1 項 特定健康診査等事業費、1 目 特定健康診査等事業費 39 万 8,000 円の増額につきましては、特定保健指導実施に伴います運動指導回数をふやすことに伴う委託料等でございます。

2 項 保健事業費、1 目 保健衛生普及費 110 万円の増額は、30 歳以上 40 歳未満の特定保健指導対象者予備軍に対しまして保健指導を行う早期介入保健事業を実施いたすものでございます。

以上で要点の説明を終わらせていただきます。

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 109 号「平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 28 議案第 110 号 平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○松 浦 議 長 日程第 28、議案第 110 号「平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 議案第 110 号「平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、677 万

9,000円を追加し、予算の総額を35億9,637万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金15万円、繰越金662万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、地域支援事業費15万円、諸支出金662万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて担当部長から要点の説明を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

要点のご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、広島県が地域包括支援センターの機能強化を図るため、実態把握や課題分析を行い支援策の検討を行う地域包括支援センター機能強化事業を実施してまいります。

この一部を受託いたしまして、利用者、ニーズ調査や地域包括支援センターの改善策等を検討する経費を追加し、お願いするものでございます。また、平成19年度の介護給付費等の清算事務の一部が終了いたしまして、支払基金に清算返還をするものでございます。

予算書の8ページをお願いいたします。歳入でございますが、5款の県支出金、4項の県委託金、1目の県委託金は、地域包括支援センター機能強化事業委託金15万円を増額するものでございます。

9款の繰越金については、662万9,000円増額するものでございます。

歳出の10ページをお願いいたします。4款 地域支援事業費、3項 地域包括支援センター機能強化事業費、1目 地域包括支援センター機能強化事業費として、15万円を増額し、利用者ニーズ調査や地域包括支援センターの改善策等を検討するための経費として、1報酬11万9,000円、11需用費3万1,000円を追加いたしますものでございます。

6款の諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目の償還金においては、平成19年度の介護給付費等の清算事務の一部が終了いたしまして、社会保険診療報酬支払基金に対しての返還金が確定しましたので、662万9,000円を追加いたしますものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○松浦議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 110 号「平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」の件を、起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 9 議案第 111 号 平成 20 年度安芸高田市特定環境保全  
公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○松 浦 議 長 日程第 29、議案第 111 号「平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」の件を議題といたします。  
議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 議案第 111 号「平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由を説明申し上げます。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,136 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 8 億 3,878 万 1,000 円とするものでございます。  
歳入につきましては、繰入金 536 万 9,000 円、諸収入 600 万円をそれぞれ追加するものでございます。  
歳出につきましては、施設費 1,136 万 9,000 円を追加するものでございます。  
以上 よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
続いて、担当部長から要点の説明を求めます。  
産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 議案第 111 号「平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、要点のご説明を行います。  
まず歳入でございますが、8 ページ、9 ページをお願いいたします。  
5 款 繰入金の 1 項 他会計繰入金では、一般会計からの繰入金 536 万 9,000 円を追加、7 款 諸収入の 1 項 雑入では市道長田隠地線の橋梁拡幅工事に伴い、既存の下水道管移設工事補償金として 600 万円を追加させていただきます。  
次に歳出でございますが、10、11 ページをお願いいたします。2 款 施

設費の1項 施設管理費では需用費 276 万 9,000 円の追加をお願いしておりますが、その内訳は甲田処理区にいて施設機器の修繕料 147 万円、向原処理区ではマンホールポンプなどの修繕料、129 万 9,000 円でございます。

2 項 施設建設費では、860 万円の追加をお願いしておりますが、その内訳は向原処理区におきまして市道の坂隠地線にございます、橋梁拡幅工事に伴いまして、その橋梁に添架してございます既存の下水道管の移設工事費で、調査設計業務委託料 110 万円、工事費で 750 万円となっております。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 111 号「平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」の件を、起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 30 議案第 112 号 平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○松 浦 議 長

日程第 30、議案第 112 号「平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

議案第 112 号「平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,647

万 7,000 円を追加し、予算の総額を 5 億 7,192 万 4,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金 600 万円、繰入金 995 万 7,000 円、諸収入 52 万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費 530 万 2,000 円、施設費 1,117 万 5,000 円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第 112 号「平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、要点のご説明をいたします。

まず、歳入でございますが、8 ページ、9 ページをお願いいたします。1 款 分担金及び負担金では、市道長田隠地線の橋梁拡幅に伴い、既存の水道管移設工事補償費、工事負担金として 600 万円を対させていただきます。5 款 繰入金の 1 項 他会計繰入金では、一般会計からの繰入金 995 万 7,000 円を追加、7 款 諸収入の 1 項 雑入では、美土里給水区の簡易装置への落雷被害による建物共済給付金として 52 万円を追加させていただきます。

次に歳出でございますが、10、11 ページをお願いいたします。1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費では、平成 19 年度の消費税の額の確定に伴い、530 万 2,000 円を計上させていただきます。2 款 施設費の 1 項 施設管理費では、317 万 5,000 円を計上させていただきますが、その主なものといたしまして、各給水区の維持管理に関するもので、吉田給水区では次亜塩素購入代 10 万 3,000 円追加、八千代給水区では修繕料 60 万円のほか、浄水場の緩速ろ過池の砂の補修業務委託料 180 万円を追加するとともに、使用料及び賃借料では事務機器のリース料の契約更新に伴い 51 万 4,000 円を減額して、あわせて 188 万 6,000 円を追加させていただきます。美土里給水区では需用費で消毒用の次亜塩素並びに施設への落雷被害による機器の修繕などをあわせて 57 万 4,000 円を追加し、甲田給水区では修繕料や次亜塩素など 29 万 7,000 円を追加、また向原給水区では機器の保守点検業務委託料など 31 万 5,000 円を追加させていただきます。2 項 施設管理費では委託料 493 万 1,000 円を減額し、工事費 1,293 万 1,000 円を追加しておりますが、その主なものは、向原給水区におきまして、市道長田隠地線の橋梁拡幅工事に伴い、水道管の移設工事などあわせて、800 万円を追加計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 112 号「平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 1 議案第 113 号 平成 20 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第 1 号）

○松 浦 議 長 日程第 31、議案第 113 号「平成 20 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第 1 号）」の件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたし、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 議案第 113 号「平成 20 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、99 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 1,160 万 3,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、諸収入 99 万 9,000 円を追加するものでございます。

歳出につきましては、施設費 99 万 9,000 円を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 議案第 113 号「平成 20 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予

算（第1号）」について、要点のご説明を行います。

まず、歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。5款 諸収入の雑入では、高宮給水区の簾地区における落雷による施設被害に対する建物共済給付金として、99万9,000円を追加させていただいております。

次に歳出ですが、10、11ページをお願いいたします。2款 施設費の施設管理費で、先ほどご説明をいたしました簾地区の流量計等の機器の修繕工事費として、99万9,000円を追加させていただいたものでございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号「平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、明日10日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員

